

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月13日（令和5年（行情）諮問第615号）

答申日：令和7年10月27日（令和7年度（行情）答申第484号）

事件名：「「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第2次要員）に係る教訓」について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の2に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月24日付け防官文第4481号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。従って不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として以下の2文書を特定した。

（1）「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第2次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第12号電。25.4.26）

（2）「南スーダン派遣施設隊等（第3次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第111号電。25.12.6）

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年12月19日付け防官文第21043号により、（1）及び（2）のそれぞれのかがみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成29年3月24日付け防官文第4481号により、（1）及び（2）のそれぞれのかがみを除いた部分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の更なる特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により適切に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

（2）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたもので

あり、その他の部分については開示している。

(3) 審査請求人は、「本来の電磁的記録についても特定を求める」とするが、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月3日 審議
- ④ 令和7年10月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会は、諮問庁から別途諮問された平成29年度（行情）答申第201号（以下「先例答申」という。）において、本件対象文書を含む文書を対象として、不開示情報該当性の判断を示しているところである。なお、先例答申における文書1は本件対象文書の文書1と、先例答申における文書6は本件対象文書の文書2と同一の文書であり、先例答申で不開示とされた部分は、別表2のとおりである。

(2) 本件対象文書について見分したところ、別表2に掲げる部分に加え、別表3に掲げる部分を追加して不開示としていることが認められる。

(3) 本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、別表2に掲げる部分については、不開示情報該当性の判断を変更すべき事情は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりである。

したがって、別表2に掲げる部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) しかしながら、別表3に掲げる部分については、既に先例答申に係る原処分が開示されていることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊

の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、別表 3 に掲げる部分は、法 5 条 3 号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約 6 年 2 か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表 3 に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表 3 に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 1

1 本件請求文書

2014. 4. 8 ー 本本 B 2 7 で特定された文書のうち文書番号（1）及び（6）。＊いずれも全文。 ＊＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。（裏面に出典をプリントアウト）

2 本件対象文書

文書 1 「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第 2 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 1 2 号電。25. 4. 26）（かがみを除く。）

文書 2 「南スーダン派遣施設隊等（第 3 次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第 1 1 1 号電。25. 12. 6）（かがみを除く。）

別紙 2（先例答申の「第 5 審査会の判断の理由」の該当部分）

※本件対象文書以外の文書については、対応しないため、省略

※文章中の「別表」は、別表 2 を示す

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）自衛隊の運用に関する情報

別表の番号 1 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）自衛隊の装備品に関する情報

別表の番号 2 欄に掲げる不開示部分には、装備品に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（3）自衛隊の警備に関する情報

別表の番号 3 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の海外派遣時における警備に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警備態勢等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（4）自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号 4 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいて

は国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の施設に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設の警備上の弱点等が推察され、敵意を有する相手方をして、その弱点をついた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

別表 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2 ページ、4 ページないし 6 ページ、9 ページないし 11 ページ、13 ページないし 23 ページ、27 ページ、33 ページ、34 ページ、40 ページ、42 ページないし 46 ページ、62 ページ、65 ページ、67 ページ、68 ページ及び 71 ページないし 77 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	2 ページ、4 ページ、5 ページ、7 ページ、8 ページ、10 ページ、15 ページ、16 ページ、18 ページ及び 26 ページのそれぞれ一部	
文書 1	31 ページ及び 32 ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有装備品の機能及び性能に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	11 ページの一部	
文書 1	35 ページないし 37 ページ及び 61 ページのそれぞれ一部	自衛隊の警備に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時における警備態勢及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	13 ページ、14 ページ、20 ページ、40 ページ及び 44 ページのそれぞれ一部	
文書 1	47 ページないし 49 ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすること

文書 2	34 ページ及び 36 ページないし 39 ページのそれぞれ一部	により、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 1	53 ページないし 56 ページ及び 60 ページのそれぞれ一部	自衛隊の施設に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の警備上の弱点等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	22 ページの一部	派遣部隊の不測事態生起時の行動に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	30 ページの一部	派遣部隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	25 ページ、27 ページ及び 28 ページのそれぞれ一部	海外派遣時における治療に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時にお

		ける治療態勢及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書２	２１ページ、２４ページ、４１ページ及び４２ページのそれぞれ一部	他国から公にしないことを条件に入手した情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

※当審査会において整理した。

別表 2（先例答申にかかる原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

※本件対象文書以外の文書については、省略

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	5 頁及び 6 頁の一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察される。
2	文書 1	3 1 頁の一部	自衛隊の現有装備品の機能及び性能に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察される。
	文書 6	1 1 頁の一部	
3	文書 1	3 5 頁ないし 3 7 頁及び 6 1 頁の一部	自衛隊の警備に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時における警備体制及び能力が推察される。
	文書 6	1 4 頁、2 0 頁及び 4 0 頁の一部	
4	文書 1	4 7 頁ないし 4 9 頁の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察される。
5	文書 1	5 3 頁ないし 5 6 頁及び 6 0 頁の一部	自衛隊の施設に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の警備上の弱点等が推察される。

※当審査会において整理した。

別表 3（開示すべき部分）

文書	開示すべき部分
文書 1	2 ページ、4 ページ、9 ページないし 11 ページ、13 ページないし 23 ページ、27 ページ、32 ページないし 34 ページ、40 ページ、42 ページないし 46 ページ、62 ページ、65 ページ、67 ページ、68 ページ及び 71 ページないし 77 ページのそれぞれ一部
文書 2	2 ページ、4 ページ、5 ページ、7 ページ、8 ページ、10 ページ、13 ページ、15 ページ、16 ページ、18 ページ、21 ページ、22 ページ、24 ページないし 28 ページ、30 ページ、34 ページ、36 ページないし 39 ページ、41 ページ、42 ページ及び 44 ページのそれぞれ一部